

9月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 学校プールについてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 防災対応についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 有害鳥獣対策についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) ごみの減量化に向けてほか | 大日向 進 也 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり10名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、11番 祢津明子議員の質問を許します。

11番（祢津さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. 学校プールについて

私は、この7月に鳴門教育大学大学院学校教育研究科の松井先生の学校水泳授業の必要性についてセミナーを受講し、その中で学校プールの変遷と必要性、そして今後の課題について学びました。

昭和30年5月11日に発生した連絡船と貨物船の衝突事故で、死者168名のうち児童生徒100名が溺死した紫雲丸沈没事故や、同年7月28日に発生した津市中河原海岸で水泳訓練中の女子生徒36名が溺死した橋北中水難事故、この二つの大きな事故でたくさんの児童が亡くなってしまったことがきっかけとなり、全国的に水泳授業の必要性がうたわれ、全国の小中学校にプールの設置が進み、小中学校の体育科目で水泳が必修になったという経緯がありま

した。

当時、公立施設に対する国の補助は、昭和34年度に開始され、同年の補助金は3千万円でしたが、毎年増額され、昭和46年には約70倍の20億9千万円に達したそうです。特に昭和36年にはスポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建設補助金を出し、学校のプールが普及したと言われています。

学校のプールは楽しいですし、泳ぎ方を学べる機会として非常に重要です。水難事故を減らすことにもつながっていると言われています。ですが、学校で水泳授業を存続させるためには課題が多々あります。今、具体的に手を打たなければ、近いうちに廃止せざるを得なくなるかもしれません。以上を踏まえ、順次質問していきます。

イ．授業の現状について

まずは、現在の学校での現状を3点お伺いします。

1点目として、小中学校における水泳の授業について、学習指導要領等での位置づけはどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、令和元年から令和6年度までの平均授業日数は何日でしょうか。

3点目として、水泳の授業中の安全対策はどのように行われているのでしょうか。

次に、ロ．施設の現状について。

学校のプールの多くは、老朽化が進んでいます。初代のプールが改修されないまま使い続けられているところも多いと聞いています。プールの改修には数千万円から数億円ほどかかると言われていますが、費用の一部を国の補助金で賄えるとはいえ、自治体にとっては大きな財政負担です。そこで、3点お伺いします。

1点目として、小中学校のプール施設の建設年度と経過年数をお示してください。

2点目として、直近での改修や修繕にかかった費用と老朽化の状況及び使用可能年数の目安はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、プールの施設の全体及び1校当たりの年間管理費用はどのくらいかかっているのでしょうか。

次に、ハ．今後のあり方について。

老朽化による改修のタイミングは、必ず来ます。その準備段階として、今できることについて2点お伺いします。

1点目として、小中学校のプール授業及び施設について、現在どのような検討課題があると考えているのでしょうか。

2点目として、小中学校のプールの今後の在り方について、民間委託や他自治体との連携など検討組織を設置し、協議を始めるべきではないかと考えますが、町のご見解をお伺いします。

以上、イ、ロ、ハについて、ご見解をお尋ねいたします。

教育長（塚田君） 1. 学校のプールについてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、義務教育におきましては、座学による基礎的な知識や物事の正しい判断ができるための知識を身につけることなどに加え、基礎的な体力をつけることも大変重要なものだと考えております。

その際、自身が体験したことや経験したことなどが、その後の育ちの中で大きく役立つものと考えており、野外活動やグラウンドでの授業などとともに、水泳も必要な授業の一つと捉えております。

ご質問のイ. 授業の現状についてのうち、学習指導要領における水泳授業の位置づけにつきましては、体育の領域として、小学校低学年では水遊びとして水に親しむことからスタートし、中学年以降は、水泳運動として泳法の習得を通じ、体力を養うとともに水泳の心得を学び、健康・安全に配慮するよう指導することが定められております。

なお、適切な水泳場の確保が困難である等の理由により、水泳の授業を行わない場合においても、水泳と水泳事故防止の心得については、自らの命を守る学習として必ず取り上げることとされております。

次に、町内小中学校における近年の水泳授業の実施状況であります。近年は、6月中旬から夏休み前までの間、水泳授業を実施しております。

令和元年度から今年度までの平均授業日数といたしましては、雨天で中止になった日を含め、小学校では各年度平均約15日、中学校では平均約10日となっております。

次に、水泳の授業における安全対策についてであります。まず、施設設備面では、水泳授業実施期間の始期と終期の委託業者によるろ過機の点検、プール期間中の学校薬剤師による水質検査を行うほか、日常的な管理点検として、プール使用時等に水質や危険物の有無、排水口の蓋に異常がないこと等の点検を実施しております。

また、水泳事故の未然防止を図るための心得の指導や複数の職員による実技指導を行うとともに、緊急時への備えといたしまして、各校緊急対応マニュアルの策定と教職員による救急法の講習を行い、事故発生時の対応が確実に取れるよう取り組んでおります。

続きまして、ロ. 施設の現状についてお答えいたします。

当町の学校プールの建設年度と経過年数といたしましては、各小学校のプールは、共に昭和35年に建設され、64年を経過しております。坂城中学校では平成9年度にプールの躯体を含めた改修を行い、改修から27年を経過しております。

また、プールの更新の目安とされる耐用年数は30年とされておりますが、各学校において施設設備の維持補修を行うとともに、ろ過機やプールシート等の主要な設備につきましては、教育委員会で計画的に改修、更新を実施し、プール施設の長寿命化を図っております。

次に、直近の状況といたしまして、過去10年間の主な改修工事と費用について申し上げます。

す。

南条小学校では、平成28年度に配水管、30年度にろ過機、令和2年度にプールシートの改修を行い、これらの総額が約2,940万円、坂城小学校では、平成28年度に大プールのろ過機及びプールシートの改修を行い、約3,130万円、村上小学校では、平成24年度にプール内のFRP防水工事、平成26年度にろ過機の改修を行い、約1,460万円となっております。坂城中学校では、この10年間は小規模な修繕で対応し、大きな改修はありませんでした。

また、プールを運営するために必要な電気・水道に係る光熱水費や消毒資材の購入、水質検査、設備点検等に係る年間の管理費用であります。電気料など明確に算出できないものを除いて、令和5年度の実績では、1校当たり約60万円、小中学校全体でおおむね240万円となっております。

続きまして、ハ、学校プールの今後のあり方のご質問にお答えいたします。

小中学校における水泳授業とプールの検討課題といたしまして、プール施設の老朽化等により、今後の施設維持に多大なコストがかかることが見込まれます。

先ほど申し上げましたように、現在のプール施設をできる限り長期間利用できるよう、施設設備を定期的に改修し、長寿命化を図っておりますが、今後も安全で衛生的なプール施設環境を確保するためには、シャワーやトイレ等も含め、全体的な設備更新が必要となってまいります。

プールを全面改修する場合、平成9年度の坂城中学校のプール改築工事ではおおむね1億3,500万円ほどの事業費を要しており、建設資機材や人件費の高騰などを勘案すると、今後、各小学校のプールを改築するには、さらに多額の費用が見込まれます。また、プール以外の学校施設の老朽化への対応も必要であり、財源も限られる中で、引き続き、施設の損耗の状況を踏まえながら、計画的に改修、長寿命化を行うことにより、現在のプール施設を維持してまいりたいと考えております。

一方、現在の学校プール建設時と比べて、児童生徒数の減少や近年の気候の状況などを踏まえますと、今後、水泳授業の在り方についても、検討を進めていく必要があるものと考えております。

ご質問にありましたように、他の自治体では、学校プールを廃止、統合し、近隣校での共同利用や、民間または公営プールの利用、水泳指導を含めた外部委託等、自校プール以外の方法に移行する学校もあります。

当町の場合、学校プール以外に水泳の授業を行うことができる施設がないため、自校プール以外の選択肢としては、町内の他校のプールを共同利用するか、隣接自治体の民間・公営プールを利用することが考えられます。いずれにしましても、移動にかかるコストや、時間を含め

た時間割を関係者と調整することが必要となってまいります。

プール授業は、自らの命を守るという目的もありますので、保護者や児童生徒も含め、関係者の意見を踏まえて慎重に判断する必要があると考えております。

今後のプール授業の方向性としては、現在の学校プールが使用できるうちに方針を定めていく必要がありますので、施設の長寿命化と並行して、先行事例を参考にし、授業の実施方法なども含めて検討してまいりたいと考えております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。学校プールには、施設の維持管理、事故防止のための人員確保、プールの水量や塩素濃度の調整、水をきれいに保つための定期的な作業の時間と手間、プールの水を閉め忘れてしまった際の水道料金の損害賠償請求など、たくさんの課題があります。これらのことを考えると、このままの体制で各学校にプールを設置し、教員によるプール指導を続けていくことは、なかなか厳しいと言わざるを得ません。

また、現在の指導要領に基づいた計画では、多くの学校でプールの授業が数回程度しか行われていません。施設の維持管理コストに対して稼働率が非常に低いという事実もあります。海なし県で育つ長野県の子どもにとって、プールは楽しく、学校の中でも子どもにとって楽しい時間であってほしいと願います。

ただ、価値あるものは学校にたくさんありますが、そのどれもこれもがこれからも当たり前のようには存在するとは限りません。改修のタイミングが来たときに、これを支払うのか外部委託するのか、送迎の問題等もあり一概には言えませんが、財政的には民間委託や近隣自治体との連携のほうが負担は少ないのではないかと考えます。いずれにしても、老朽化や自治体の財政、教員不足などを考えると、少し議論を急ぐ必要があります。未来を見詰め、しっかりとした議論の場を望みます。

次に、2. 女性を守るために。

私の選挙公約には、かなえる五つの未来があります。その一つに女性の未来があり、婦人科検診の受診促進、ライフステージに合わせた働き方改革、そしてフェムテックの推進を掲げました。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響で男性よりも心と体に大きな変化が生じます。年代によって注意したい症状や病気も異なり、仕事、結婚、育児などのライフイベントも多岐にわたることから、各ライフステージの特徴に応じた健康づくりや婦人科検診などの受診促進のための仕組みづくりが必要だと感じています。

そこで、イ. 女性のがん対策について。

「広報さかき」の9月号に、保健センターだよりとして1面を使い、どうして検診が大事なのか、がんを予防するために必要な五つの健康習慣などが掲載されました。その記事の中にもありましたが、毎年9月は、がんに関する正しい知識やがん検診の重要性などを訴える集中的

な活動期間とする、がん征圧月間です。そして、10月はピンクリボン月間、ピンクリボンは乳がんの早期発見・早期治療等の重要性を伝えるシンボルとして、世界共通で使用されています。日本でも毎年10月の1か月間を乳がん月間とし、全国各地で乳がんの早期発見・早期治療を啓発するピンクリボン運動が行われています。町でも広報等でしっかりと周知していただいていると思いますが、この場でもう一度、命を守るために再確認ができればと思い、順次質問していきます。まずは、2点お伺いします。

1点目として、女性のがんの現状をお示してください。

2点目として直近5年の乳がん・子宮頸がん検診受診率はどのような状況でしょうか。

次に、ロ、ワクチンについて。

HPVは子宮頸がんの原因の一つであり、子宮頸がん対策はHPVワクチンと子宮頸がん検診が重要だと言われています。我が国では、女性へのHPVワクチンの定期接種について、2010年度から公費助成、2013年度から小学6年生から高校1年生の女子へ定期接種が始まり、接種開始直後は約80%に達していましたが、接種後の多様な症状が報告されたことにより、同年6月に積極的な勧奨が中止されました。

しかし、2021年11月に、厚生労働省の専門部会がHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと、ワクチン接種の有効性が副反応のリスクを上回ることが示されたことを確認したため、積極的勧奨が2022年4月から約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨の差し控え期間中に接種機会を逃した人に対しても、キャッチアップ接種が現在も実施されています。

このHPVワクチンですが、一般社団法人HPVについての情報を広く発信する会の代表理事で産婦人科医の稲葉可奈子先生によりますと、既に海外では約40か国で男性接種も公費助成されていると説明。早くから男女とも公費助成をしてきたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できるとされています。そこで、2点お伺いします。

1点目として、積極的な接種勧奨が再開されたHPVワクチンの定期接種とキャッチアップ接種について、町内の接種状況はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、男性に対してもHPVワクチンは有用だとされていますが、男性への接種推進の現状はどのようになっているのでしょうか。

次に、ハ、今後について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で検診を受ける人が減少し、早期発見・早期治療の遅れがあると言われています。日本対がん協会によりますと、五大がん検診、胃、肺、大腸、乳房、子宮頸部の受診者数は、コロナ前の2019年度1,009万794人、コロナ禍の2020年度826万4,591人、2021年度976万5,511人で、五大がん検診は回復傾向ではありますが、コロナ禍前までにはまだ達成していません。定期検診を行うことによ

るメリット、ワクチンの正しい情報、五つの健康習慣を実践することでのメリットなど、この情報化社会の中で、より正しく丁寧な情報発信や周知が必要だと考えます。そこで、3点お伺いします。

1点目として、定期検診の受診率向上への取組を今後どのようにされていくのでしょうか。

2点目として、HPVワクチンなど各種ワクチンに対する誤解や不安の存在をどのように解決していこうとお考えでしょうか。

3点目として、定期検診や運動習慣、フェムテックの活用など、今後は治療医学ではなく予防医学が大事になっていくと考えますが、町のご見解をお伺いいたします。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから二つ目の質問としまして、女性を守るためにということイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは総体的な事項につきましてお答え申し上げます。詳細につきましては保健センター所長より答弁いたします。

まず、厚生労働省が公表する2022年、令和4年の人口動態統計によりますと、がんによる死亡者数は男性が22万3,291人、女性が16万2,506人の合計38万5,797人で、死亡者全体の24.6%を占めている状況であり、がんは、日本において昭和56年から死因の第1位となっており、現在では、日本人の2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があるとされているところであります。

ご質問の女性のがんの現状であります。国立がん研究センターの最新がん統計によりますと、令和4年に全国では、女性の6人に1人ががんにより死亡しており、死亡数の多い順位としては、大腸がん、肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんの順となっております。

また、同じく令和2年の状況として、女性の罹患数の多い順位は、乳がん、大腸がん、肺がん、胃がん、子宮がんの順となっております。

がんは、早期発見・早期治療により治癒する可能性が高い疾患であると同時に、再発・転移・死亡の割合も低下させることができるため、定期的ながん検診を受けることが重要であり、国が指針で定めているがん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの五つで、決められた間隔で確実に実施することで、死亡率減少の効果が得られるものとされております。

町におきましても、40歳以上を対象とした検診として、胃がん、肺がん、大腸がん検診、30歳以上を対象とした乳がん検診、20歳以上を対象とした子宮頸がん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげているところであります。

続きまして、ロのワクチンについてのご質問であります。まず、HPVワクチンのキャッチアップ接種につきましてお答え申し上げます。

子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルス感染がきっかけで起こるがんと言われ、ワクチンの接種により一定程度予防することができるとされております。現在、

承認されているHPVワクチンにおいて、2価及び4価ワクチンは、子宮頸がんの50%から70%を、9価ワクチンは80%から90%の予防効果が得られるとされております。

このHPVワクチンは、平成24年度までは予防接種法の位置づけのない任意接種でありましたが、平成25年4月より、小学6年生から高校1年生の年齢となる女子を対象に、予防接種法に定められた定期接種として、公費負担によりHPVワクチン接種をすることができるように変わりました。

先ほどお話もありましたように、しかしながら、接種された方の中に、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こす方が特異的に見られたことから、平成25年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないとされ、町におきましてもこの勧告を受け、個別の勧奨を差し控えていたところであります。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において継続審議されてまいりましたが、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたことから、令和4年4月から接種の積極的な勧奨が再開されたところであります。

町におきましても、これを受けて、積極的勧奨を差し控えていた期間に、接種の機会を逸した方に対して、改めて公費での接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を実施するキャッチアップ接種をご案内し、実施しているところであります。

キャッチアップ接種の対象としましては、平成9年度から17年度生まれの方に加え、キャッチアップ接種の実施期限である令和7年3月末までは、特例的に定期接種の対象上限年齢である16歳を超えた方も対象とし、今年度については、平成9年度から19年度生まれの方となっております。

続きまして、男性のHPVワクチンの接種推進の現状についてお答え申し上げます。

HPVワクチンは、男性も罹患する可能性のあるHPVの感染により発症する、肛門がんや尖圭コンジローマ等に予防効果が確認されており、令和2年12月に4価HPVワクチンが薬事承認されました。また、国外では、男性への定期接種の事例があることから、令和4年8月から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、男性に対する定期接種化の是非について議論が開始されたところであります。

男性への接種推進につきましては、今後、国の審議会が進められるワクチンの有効性、安全性、費用対効果などの議論の動向を注視する中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの今後についてのご質問のうち、予防医学についての町の考えであります。町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする第3次坂城町健康づくり計画「すこやか

坂城 21」に基づき、がん等の生活習慣病に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等により発症の予防を図るとともに、がん検診等を定期的に受診することで、疾病の早期発見・早期治療により重症化の予防を図る取組に重点を置いた各種対策を推進しております。

そして、今後、女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決するサービスや商品を意味するフェムテック、これはFemale plus Technology、女性の科学ということでありますが、新しい技術の医療分野への活用が進むことにより、予防医学のさらなる進展が図られていくことも期待されるところであります。

加えて、保健センターで実施しておりますストレッチ&ウォーキング教室やストレッチヨガ教室といった運動教室は、運動による効果として体力の向上だけでなく、血流の改善により代謝がよくなり、脳・心臓などの血管病に影響を及ぼす生活習慣病の予防に対する取組の一つとなっております。

また、重症化するまで自覚症状のない状態でも、特定健診や一般健診を受診することで生活習慣病を発見することが可能となるため、「広報さかき」や町ホームページに加えまして、健診結果報告会や訪問指導、学習会等を通じて、検診の必要性や疾病予防、重症化防止に関し広く周知しているところであります。

がん検診やワクチン接種につきましては、町民の命と健康を守る最も重要な施策と捉え、今後も引き続き疾病の予防対策を推進し、これらの各種事業を効果的に実施してまいりたいと考えております。

保健センター所長（川島君） 2. 女性を守るためにのご質問について、順次お答えいたします。

まず、イ. 女性のがん対策についてのうち、直近5年の乳がん・子宮頸がんそれぞれの検診受診率についてであります。乳がんにつきましては、令和元年度が26.4%、2年度が23.8%、3年度が25.4%、4年度が26.9%、5年度が27.9%であり、2年度以降受診率は伸びている状況であります。

また、子宮頸がんにつきましては、令和元年度が21.8%、2年度が20.3%、3年度が21.8%、4年度が21.4%、5年度が22.5%で、横ばいの状況となっているところであります。

これらの検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の落ち込みが大きかったものの、それ以降は回復傾向にあり、大きな増減は見られませんが、5年度においては、いずれの検診もコロナ禍前の元年度を上回っております。

続きまして、ロのワクチンについてのうち、積極的な接種勧奨が再開された後のHPVワクチンの町内の接種状況についてお答えいたします。

勧奨再開後のHPVワクチン接種の対象者につきましては、個別に勧奨する取組が差し控えられていた、平成25年6月から令和4年3月までの間に定期接種の対象であった方で未接種

の方に、改めて接種の機会を提供するキャッチアップ接種の対象者及び4年度・5年度の定期接種対象者の合計651人のうち、今年の7月末までに接種された方は197人で、接種率は30.3%となっております。

また、今年度末で定期接種の対象年齢から外れる高校1年生の年齢の方の接種状況につきましては、対象者が78人で、今年の7月末までに接種された方は23人、接種率は29.5%であります。さらに、定期接種の対象年齢であり接種の効果が最も高いとされている小学6年生から高校1年生の年齢の方のHPVワクチンの接種率は、令和4年度が14.0%、5年度が24.7%でありました。

続いて、ハの今後についてのうち、定期検診の受診率向上への取組についてであります。早期発見・早期治療に結びつけることが、住民の健康を守り、がん予防対策の推進において重要であることから、がん検診を受診する意識を高めるための取組が必要であると考えております。

がん検診の周知につきましては、毎年1月に各地区の保健補導員さんを通じて、翌年度の各種検診の申込書配布の際、がん検診等のご案内のチラシを同封し、受診の周知を図っており、加えて、がん征圧月間である毎年9月には、がんの早期発見・早期治療と、定期的ながん検診を受けることの重要性について関心を寄せていただくため、「広報さかき」に掲載している保健センターだよりにおいて情報発信をしているところでもあります。

町で実施する各種検診では、検診料金の約半分の助成し、受診者の費用負担の軽減を行うとともに、検診料金が無料となるクーポン券を乳がん検診は40歳に、子宮頸がん検診は20歳に達した方にお配りし、がん検診の動機づけと受診促進を図っているところでもあります。今後につきましても、これらの取組を継続し、がん検診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、HPVワクチンなど各種ワクチンに対する誤解や不安への解決の対応についてお答えいたします。

HPVワクチン接種対象の方には、予防接種のご案内通知や受診勧奨通知を送付する際に、ワクチンの効果とリスク等が記載された厚生労働省が作成するリーフレットを同封しており、子宮頸がんの現状、ワクチン接種による効果、安全性や検診に関する情報をお届けしております。

また、出生届を出された保護者の方には、乳幼児を感染症から守るための予防接種を、効率よく受けいただき免疫をつけることが重要であることから、対象となる様々な病気やワクチンの内容が記載されている「予防接種と子どもの健康」の小冊子をお渡しし、予防接種についての理解が深まるよう努めているところであります。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。1点再質問します。令和6年度がキャッチアップ

接種最終年度です。HPVワクチンは接種が合計3回で、完了までに6か月かかると言われています。そのため、キャッチアップ接種対象者のうち、未接種者はこの9月末までに一度接種しなければ公費負担からは除外されます。そして、接種期限が過ぎますと4万円から10万円の費用が全額自己負担となります。徹底した周知が必要だと考えますが、町の対応はどのようなになっているのでしょうか。

保健センター所長（川島君） 再質問にお答えします。

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施期間は、令和7年3月31日までとなっており、令和7年4月以降に接種を受ける場合の接種料金は全額自己負担となります。

また、今年度HPVワクチンの接種を完了するには、合計3回の接種が必要であり、約6か月間かかるため、接種を希望される方は遅くとも今月9月中には、初回接種を受ける必要があります。

キャッチアップ接種の周知につきまして、HPVワクチン接種の積極的勧奨が再開された令和4年から毎年3月に、対象となる方全員に接種を勧奨する通知を個別に送付し、確実な周知を図るとともに、併せて「広報さかき」の保健センターだよりへの掲載やホームページにおいても広く周知を図ってきたところであります。

さらに、この9月中に初回の接種を開始する必要があることから、おおむね2か月前の8月の初めに改めて対象者全員に接種勧奨の通知を送付し、同時に「広報さかき」9月号へも掲載し、徹底した周知に努めております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。子宮頸がんワクチンについては、8月6日と14日の両日、信濃毎日新聞に掲載があり、この記事の中で金沢医科大学の笹川教授によりますと、30代までの子宮頸がんは、ワクチンによってほぼ完全に予防できるという研究結果も発表されました。9月末まで約3週間です。テレビでも新聞でも積極的に周知しています。ぜひ坂城町でも諦めず、受診率向上のために保護者を含め、再度徹底した周知をしていただければと思います。

今、私が一番注目しているのが熊本県荒尾市が導入を決めたNECグループのフォーネスライフが提供する疾病リスク予測サービス、フォーネスビジュアスです。フォーネスビジュアスとは、健康だった人が月日を重ね病気になっていく過程を追跡した研究に基づき、自分の血中タンパク質の状態から将来病気になる確率を可視化する画期的なサービスです。簡単な問診と少量の採血で認知症発症リスク、心筋梗塞、脳卒中発症リスク、肺がん発症リスクや慢性腎不全発症リスクを予測できるほか、アルコールの影響、内臓脂肪や肝臓脂肪といった現在の体の状態も可視化し、その結果を基に保健師の資格を持つコンシェルジュが健康のアドバイスをするという仕組みになっています。

フォーネスビジュアスでは、生活習慣の取組が継続しない方や、そもそも健康指導を受けな

い方あるいは保健師がお声がけをしてもなかなか治療につながらない方々もターゲットになり得ます。フォーネスビジュアスを受けると病気の発症リスクは何%とはっきり数値で出ますので、それをきっかけに受診につながったり、生活習慣の改善に本気で取り組めるようになるためのツールとして期待が大きいです。

今後、当町でもさらに医療費の適正化には取り組んでいかねばなりません。定期的な健診受診、生活習慣病予防、運動習慣などが非常に重要となりますので、ぜひ複合施設建設にあたって、予防医学の点に十分考慮し、w e l l b e i n g な施設になることを願っています。以上で、私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時46分～再開 午前 9時56分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖議員の質問を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 防災対応について

去る8月25日には、例年、町内3小学校地域を持ち回りで開催されている坂城町の防災訓練が今年は村上地区を対象に実施されました。早朝より参加された村上地区の各自治会自主防災会の皆様、お疲れさまでした。また、準備に関わっていただいた町関係機関、消防関係者、各種団体の皆様にも深く感謝を申し上げます。

実施要綱の目的には、次のようにありました。災害対策基本法及び坂城町地域防災計画に基づき、防災関係機関と地域住民、自主防災会が相互に連携し、各種の防災訓練を総合的に実施し、有事に際して即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及と高揚を図ることを目的とすると。

今年元日に発生しました能登半島地震の大災害は、現在もまだまだ復旧・復興が程遠い状況であります。一日も早く日常生活が取り戻せることを願っているところです。

また、8月8日には日向灘沖で発生しましたマグニチュード7.1、震度6弱の地震では、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が初めて発令されるなど、緊迫した事態ともなりました。

そのような事態を踏まえ、今回のテーマは大規模地震を想定した避難訓練となりました。前日の降雨によりグラウンドを使用していた訓練は中止を余儀なくされましたが、体育館では災害時に使用できる、1、間仕切りされた中に段ボールベッドの設置、二つとして、物資スペースには飲料水、非常食用のビスケット、三つ目に、プライバシーを確保した簡易トイレ、四つ目に組立て式のファミリールーム、五つ目に障がいのある方を移動させる手動運搬車などなどの

設置や展示がありました。

一方、屋外では今回初めての取組として、ペット同行避難に関する実際の運用に向けて、長野県動物愛護会長野支部の皆様がブースを設けての説明がされておりました。説明の中で、担当者から専用のケージだけでなく、段ボールの空き箱なども活用できるとの説明がありました。そのほか、長野県企業局、消防関係の皆様のご協力により、緊急時の飲料水の供給作業も行われ、地震対応、目印として、「安心の蛇口」表示の水道本管に接続されている地下式消火栓から、接続用の短管、ワンタッチ式蛇口付短管などを接続させての給水作業も行われました。これに使用した設備は、町内の中核避難所、役場、文化センター、町内3小学校などに配備され、緊急時に必要な場所に運搬・使用が可能との説明がありました。

さらに、8月27日から9月2日にかけての台風10号によりまして、本州を縦断しながら各地に大雨と暴風をもたらし、土砂災害や河川などの氾濫などが起こりました。最近の台風は、温暖化の影響もあり、海水温の上昇などで速度は遅くなりやすく降雨時の雨量も多く、災害の発生率、規模なども大きくなりやすいと言われております。被災された皆様には、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復旧・復興が進み、日常生活が戻られることを願っております。

今後も台風シーズンに入り、さらなる災害発生の危険が想定されます。幸いにも今回の台風による長野県、坂城町への大きな被害などの影響は免れました。しかし、近年も各地で記録的な高温が観測され、台風や豪雨などの自然災害が頻発。以前にも申し上げましたが、世界気象機関（WMO）が異常気象が新しい平常になっていると指摘しているように、私たちは、今未曾有の問題に直面しております。災害は明日突然起こるかもしれない、災害は決して他人事ではありません。災害を自分ごととして捉え、一人一人が災害から自分の身を守るように備えておくことが大切となります。

また、地震は過去同じ場所で繰り返し発生している。次の地震は明日かもしれません。皆さんはその準備ができているでしょうか。政府は、今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が70％程度、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が70から80％の確率で発生すると推定しております。さきに策定された新たな国土強靱化基本計画を踏まえ、防災インフラの整備を戦略的に推進するとともに、地域防災力の強化に向けて、自治体の避難所運営への女性の参画や、防災教育などを進める必要があります。

地震被害では、家具類の転倒や落下による負傷者が多く、2007年7月に発生した新潟中越地震では40.7％、2003年7月に発生した宮城北部地震では49.4％がそれにあたります。オフィス家具といえども、転倒や落下の危険性があります。固定したり、配置変換したりすることでオフィスを安全空間にします。

また、いつ災害が起きても大丈夫なように、防災備蓄品や防災常備品をオフィスや家庭に備

えておきましょう。飲料水、非常食、簡易トイレ、毛布は最低限用意しておくほか、非常時持ち出し袋、ヘルメット、救急セット、懐中電灯、乾電池、ラジオ、発電機、マッチ、ろうそく、マスク、生理用品などを用意しておくで安心です。備蓄品などは定期的に消費期限が切れていないのかの確認や、備蓄品の見直しを行うようにすることがいいでしょう。平時のうちに備えておくことが大切だと思います。

他方、近年は温暖化等の影響で、海水温の上昇などに伴い熱中症のリスクが高まっております。その対応・対策が急がれております。最近聞かれる言葉で熱中症警戒アラートですが、熱中症の危険性が極めて高くなると予想されたときに、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取ることを促すための情報とあります。

埼玉県白岡市は、本年度、冷房施設のある公民館や庁舎など7か所の公共施設をクーリングシェルター、指定暑熱避難施設と指定し、同シェルターは熱中症特別警戒アラートが発表になると開所、施設では冷房設備の下で休憩できるほか、保冷剤も受け取ることができる。担当者は、厳しい暑さのときは自宅などで涼むことも大事、もし外出しなければならないときには気軽に利用してほしいと呼びかけております。

さらに、千葉縣市原市では、コミュニティセンターや公民館をはじめ、商業施設、ドラッグストアなどが指定されており、開設状況はホームページで確認できる場所もあります。

よく言われる言葉ですが、防災では以下の3点が重要と言われております。自助、とにかく自分の命は自分で守る意識が重要です。自分では何ができるのか、自分で何をしておくべきかなど。共助、地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐこと。企業の従業員同士や地域の人たちと協力してできることは何だろうか。協働、町民、企業、自治体、防災機関などが協力して活動すること。

そこで、まずイとして、中核避難所における対応について、次の3点をお聞きします。

1、各中核避難所に準備・設置されている段ボールベッド、間仕切り用パーティションについて、現状の各施設での確保状況は。

二つめとして、上記配備品の使用法及び周知方法は。

三つ目に、熱中症対策としてどのような対応が取られるのか。

以上3点について答弁をお願いいたします。

ロ、新たな課題について

一つ、今回実施の防災訓練で新たな課題等があれば、その確認は。

以上1点について順次答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま中村議員さんから、1として防災対応についてのご質問をいただきました。イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの新たな課題についてお答え申し上げまして、イの中核避難所における対応については、担当課長から答弁いたします。

さて、当町を含む千曲川流域に甚大な被害をもたらしました令和元年東日本台風では、当町においても災害対策本部を設置し、避難勧告の発令、避難所の開設を行った中で、村上小学校で発生した停電時の対応や、避難所への物資の運搬など、様々な課題が出てまいりました。

町では、そうした課題を精査し、以降の対応の指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、課題の対応について検討してきたところであります。

その中では、同報系の防災行政無線の戸別受信機を全戸に配布していたことにより、全町に情報を迅速に伝達できたことが、大きな成果だったと捉えております。

また、町内27の自主防災会との連絡などについては、一定の対応ができたものと感じているところでありますが、避難情報の出し方などの課題もあったことから、翌年度より、毎年、全ての区長さんを対象に防災説明会を開催し、意見交換をしているところであります。

また、避難所における停電の対応といたしまして、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、停電時の電力供給を併せて実現するため、地域の中核避難所となる町内3小学校の体育館に蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を順次進め、令和2年度には村上小学校に、令和3年度には坂城小学校に、令和5年度には南条小学校に、また、今年度は文化センターに設置が完了し、有事の際に万一停電が発生しても、各地区の中核避難所において、電源が使用可能となる体制を整備したところであります。

また、大雨や強風の中での各避難所への備蓄物資の輸送運搬への備えとして、各小学校等に災害用簡易備蓄庫を新設し、迅速な避難所の開設及び運営を可能としたところであります。

また、耐震性のある水道管により、地震災害時でも断水のおそれが少ない「安心の蛇口」を、平成29年度は文化センターに、令和2年度は坂城小学校、3年度は南条小学校、5年度は村上小学校に整備したところであり、先般実施をいたしました町総合防災訓練では、参加した住民の皆様で組立てや、利用の体験をいただいたところであります。

さて、今回実施の防災訓練で新たな課題等があれば、その確認はとのご質問であります、今年度実施しました総合防災訓練では、これまでの台風による大雨・浸水災害を想定した総合防災訓練が町内全域で実施されたことから、新たに地震災害を想定した防災訓練とし、8月25日に実施してきたところであり、今回の総合防災訓練についての課題などの検証は、現在進めているところであります。

その一部を申し上げますと、今回、グラウンドコンディションの不良により、消防団や消防署による一部訓練は中止といたしましたが、住民の皆様に参加していただく訓練は、体育館内や舗装された場所での実施としていたため行うことができたことは評価できるものと考えております。

また、地震災害においては、台風災害のように、事前に被害を予測することが難しく、緊急地震速報などの発生予測から発生までの時間が短く、迅速な対応が求められているところであ

り、災害対策本部の設置や情報の収集、伝達などについては、今後も訓練を継続してまいりたいと考えているところであります。

また、避難所設営訓練では、多くの方々に段ボールパーティションや段ボールベッドなどの設営を体験していただきましたが、有事の際に、迅速に避難所の設置を行うため、より多くの方々に体験していただけるよう、今後も継続して避難所設営訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、今回初めて実施しましたペット同行避難訓練では、長野県動物愛護会の皆様にご協力いただき、飼い主として準備しておくことや、被災したときの過ごし方・注意点など、ペットの同行避難に役立つ情報をお伝えいただきましたが、愛護会の皆様も初めての訓練参加ということで、課題がなかったか整理し、今後の訓練内容について助言していただくこととしております。

災害は様々な形で発生するため、的確に、また、臨機応変に対応できるよう、ふだんからの心構えと、有事の際の行動について、訓練などを通じて啓発し、皆様とともに安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 防災対応について、イの中核避難所における対応についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、各中核避難所に備蓄している段ボールベッドの確保状況につきましては、坂城、南条、村上の3小学校及び坂城中学校にそれぞれ25個ずつ配備されております。

段ボールベッドは、有事の際の使用についても、工具や専門知識が不要で、誰でも簡単に組み立てることができ、移動の際にも軽量で持ち運びしやすく、使用しないときにはコンパクトに収納できるという利点があります。

次に、間仕切り用パーティションの確保状況といたしまして、軽量で保管も容易な段ボール製のものは、各小学校に1.5メートル掛ける2メートルサイズのもので75枚ずつ、1.5メートル掛ける1メートルサイズのもので25枚ずつ用意されております。また、ナイロン製のファミリータイプのパーティションは、各小中学校に10個ずつ配備されております。

パーティションは、避難所での共同生活において、避難者のプライバシーを守り、ストレスを緩和することが期待されております。

また、これら非常用資機材の使用法や周知については、毎年実施しております町総合防災訓練の場で実際に展示を行うほか、参加者の皆様に実際に組み立てていただき、使用法を学んでいただきながら、周知を図っているところであります。

そのほか、町が備蓄する非常用資機材を、実際に手に触れて学んでいただける出前講座を設けるなど、段ボールベッドやパーティションをはじめとする非常用資機材の周知に努めております。

次に、熱中症対策としてどのような対応が考えられるかとのご質問でございますが、各小中学校体育館には大型扇風機が配備されており、初夏から秋口にかけての体育館を使用した学校の授業や活動においては、大型扇風機の使用と、窓を開けることで自然の風を取り入れ、熱が籠もらないように工夫するなど、熱中症対策が講じられています。

災害時におきましても、窓を開けて風通しをよくしたり、直接日光が当たらないようカーテン等を利用することで、室内の温度上昇を防ぐなどの対策が考えられます。

また、熱中症予防には、喉の渇きを感じる前に少量ずつ小まめに回数を分けて水分を取ることが効果的とされているため、避難所でも適切なタイミングで水分補給を促すことが大事だと考えております。

さらに、体温調節機能が弱い子どもや高齢者につきましては、定期的に体調の確認を実施し、避難者一人一人に体温調節しやすい衣服の調整を促す声かけや、ぬれタオルなどを利用したの保冷等の工夫も考えられるところであります。

いずれにいたしましても、災害はいつ発生するかわかりませんので、避難所での熱中症対策だけでなく、エコノミークラス症候群や、冬季の冷え込みへの対策など、その時々状況に応じた対応を図り、避難者の安全と健康を守ってまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長、担当課長より答弁をいただきました。今後、町内各所で行われる防災訓練では、訓練実施時に行われた後の課題などを整理、精査し、豪雨・地震災害等の対応並びに地球温暖化の影響による熱中症対策に生かされることをお願い申し上げます。

次に、二つ目の質問に移ります。2. 空き家対策について。

令和5年住宅土地統計調査の結果が発表されました。その結果、空家数及び空家率の推移は、全国で1978年から2023年を見ると、調査年の1978年では、空家数98万戸、空家率7.6%が、昨年の2023年では、空家数385万戸、空家率13.8%と、空家数では約4倍、空家率では約2倍になっております。

ちなみに、長野県の場合を見ると、空家率では2023年20%と、全国平均を上回っております。これは一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会の資料によります。

そのような中で、空家対策についての取組を行っている一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会有り、この協議会の目的は、社会問題となっている空家課題を解決し、地域を元気にするとあります。その取組は、地域の空き家バンクと連携し、管制課に係る事業、地域住民と空家活用の合意形成に係る事業、空家の発生抑制への取組に係る事業、空家・特定空家の解体促進の取組に係る事業、空家のDIYによる流動化の促進に係る事業、住教育推進事業など。ここで空家対策について何点か挙げて説明させていただきます。

一つ目に、空き家バンクの活用では、空家情報を集約し、町外の移住希望者に提供する。

2、リノベーション補助金の提供では、空家をリノベーションする際の費用に対して補助金

を提供することで、空家の再利用を促進する。これにより、若い世代や移住希望者が空家を購入、改修するハードルを下げる事が可能となります。

3、定期的な空家調査と所有者への働きかけでは、町が定期的に空家の調査を行い、所有者に対して適切な管理や活用方法を提案する。必要に応じて税の優遇措置や懲罰規程を活用し、所有者の関心を引き出すことが重要であります。

4として、地域コミュニティとの連携では、地域のコミュニティと協力して、空家の活用方法を模索する。例えば、地域活動の拠点としての利用や、農家民宿などの観光資源としての活用が考えられます。

5として、観光資源や文化の拠点としての活用では、歴史的価値や景観がある空家を観光資源や文化活動の拠点として整備し、地域の魅力を高めると同時に、空家の有効利用を促進する。

6として、地方創生プロジェクトとの連携では、国や県が推進する地方創生プロジェクトと連携し、空家を活用した新しい事業や住民サービスの展開を図る。例えば、移住定住促進プログラムと連動させることなどが考えられます。

そこで、2として空き家対策について、2点お聞きします。

1、町の8月10日に実施された空き家対策セミナーを含め、これまでどのような研修内容でいつから開催されたのか。また、参加者からの意見は。

二つ目として、今後どのような取組を行っていくのか。

以上2点について答弁をお願いいたします。

住民環境課長（山下君） 2の空き家対策についてのご質問に順次お答えいたします。

人口減少や高齢化、核家族化の進行に伴う家族形態変化など、社会や生活の在り方が大きく変わる中で、居住者や管理者のいない空家が日本全国で増え、使用目的のない空家は、この20年で2倍近くに増えており、今後も増加していくと考えられています。

こうした状況に鑑み、国では、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるものとするとして、所有者自らが適切に管理することを目的に、空き家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に制定し、空き家等に関する施策の基本方針を定めました。

これを受け、町におきましても、平成28年10月に坂城町空き家等対策協議会を設置し、平成29年3月に坂城町空き家等対策計画を策定いたしました。

また、町では、空き家等への対策を進めるため、坂城町特定空き家等判断基準マニュアルを作成し、空き家等実態調査を実施しており、令和5年度では、空き家と判定した295件のうち、適切な管理がされている空き家等と判定されたのは190件、適切な管理がされていない空き家等と判定されたのは105件でありました。

そうした中、町では、空き家等対策事業の一つとして、令和4年度から長野県空き家等対策支援

専門家派遣事業を活用し、空き家対策住民啓発講座・相談会を開催しており、空家の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や活用意識の高揚により、適正な管理が促進されることを図っております。

具体的には、令和4年度は司法書士を講師に「人ごとではない？知ってほしい空き家対策」を、また司法書士と宅地建物取引士を講師に「空き家を「負」の動産にしないために知ってほしいこと」をテーマにした啓発講座を2回開催したほか、「空き家の活用について」、「空き家処分を検討！解体費？売った場合の土地代は？」、「相続登記が済んでいない空き家について」の三つをテーマとして、個別の相談会を開催しております。

参加者や相談者からは、解体費用が捻出できないため、老朽化した空家が残った状態で売却できないか、具体的な解体費用が知りたいなどの相談がありました。

また、令和5年度には、司法書士を講師に「空き家の予防と活用」を、宅地建物取引士を講師に「空き家対策のポイント」をテーマにした啓発講座を2回実施したほか、空家の賃貸、売買、リフォーム等についての個別相談会を1回開催し、相談者からは、今までは空家活用等に関する情報を知りたいが、なかなか得られない状況であったので、よかったとのご意見もいただいております。

今年度は、台風の影響により1回中止となってしまいましたが、8月10日には、司法書士を講師に「空き家の予防と活用」と題した2部構成の啓発講座を開催したところであります。

前半では、空家を取り巻く防災上、防犯上などの問題点、空家のリスクをはじめ、長野県の空家の状況について、また、空地、空家を利用した各地の取組の事例などにつきましてお話しいただきました。

後半では、令和6年4月から相続登記が義務化されたことから、改正された不動産登記法の内容について、相続人に関するお話や、相続の放棄、登記の手続、登記の費用などの相続登記の基本的な部分から、実際に相続の手続が進まない具体例などの説明を受けました。

また、建設課からは、賃貸や売却を希望する空家所有者に対しまして、町のホームページを活用し、空家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度や、空き家バンクの登録物件を対象に住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う空き家バンク利用促進補助金制度についての説明を行いました。

相続により空家を管理することになり、初めて参加される方をはじめ、以前にも講座に参加いただいた方もいらっしゃいましたが、参加された皆様は熱心にお話を聞いておられ、講義後のアンケートからは、今後、空家の解体費用、空き家バンク制度の利用、空家の売却手続などの情報を収集していきたいとの意向が伺えました。

今後も、より多くの方に空家対策を知っていただく機会を確保するため、引き続き相談窓口の周知や講座などを開催し、空家の予防と適切な空家管理の促進、老朽化して危険となった空

家の解消を促していきたいと考えております。

次に、今後の空家対策の取組についてでございますが、引き続き、長野県空家対策支援専門
家派遣事業を活用し、「空き家対策住民啓発講座・相談会」を開催するほか、空家の利活用の
促進としまして、固定資産税納税通知書にチラシを同封し、空家等の適切な管理と空き家バン
ク制度の周知及び利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、9月26日に、宅地建物取引士が講師として「空き家の活用」をテーマに、
空家の賃貸、売却、リフォーム等について、10月23日に、建物の解体事業者を講師として、
「空き家の処分」をテーマに、解体費について個別の相談会を設ける予定としております。

空家については、短時間で解消するものではありませんので、今後も定期的に調査を実施し、
早期に空家の状態を把握するとともに、適切な空家管理をしていただくよう、随時、所有者や
管理者とも調整してまいりたいと考えております。

また、空家の解消といった点においては、空家の利活用も有効な手段の一つと考える中では、
空き家バンクを通じた町内外への情報発信を引き続き行っていくなど、今後も継続して空家が
適切に管理されるよう、啓発に努めてまいります。

7番（中村君） ただいまは、担当課長より答弁をいただきました。この問題は、先延ばしする
ほど複雑化して解決が困難になります。そこで、この空家対策については、引き続き様々な機
会を捉えて継続して研究・検討を重ね、多くの方々に関心を持って対処していくことが重要で
あると考えます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後になりますが、これからは要望を3点お願いしたいと思います。まず1点目ですが、公
共施設などで窓口対応の際、高齢者や耳に障がいのある方などが対話などをスムーズに進める
ための軟骨伝導イヤホン導入です。これは、耳の軟骨を振動させて音で伝える経路、軟骨伝導
を発見した奈良県立医科大学の細井裕司学長とともに、騒音性難聴に悩む当事者から意見をお
聞きし発案されました。

騒音性難聴は、工場や工事現場などで大きな音を長時間聞き続けることで起こります。予防
策として、耳栓の装着が推奨されておりますが、周囲の音が聞こえづらく、安全確保が難しく
なる。そのため、耳栓をした上で周囲の音を集める仕組みが必要であり、軟骨伝導が有効にな
ると述べ、軟骨伝導を使った、耳内部の細胞をなるべく傷つけない手法を提案した。

県外での事例ですが、これを使われた利用者からは、音がはっきり聞こえ、役所担当者も大
きな声を出さずに済むため、個人情報や相談内容を周囲に聞かれる心配がないとの声もありま
した。

また、県内の他の公共施設の一例を挙げますと、中野市役所の市民課、福祉課、高齢者支援
課、健康づくり課の窓口に使やすいスタンド型が設置されて、利用者からは大変喜ばれてい
るようです。以上のことから、これを活用して耳の遠いお客様との対話をサポートすることは

有効なことと思います。

2点目として、近年、公園内の遊具等でのけがや事故の事例が多く発生しており、その維持管理や点検がますます重要となっております。そのような中、最近、障がいの有無や年齢に関係なく、みんなが一緒に遊べるインクルーシブ遊具の導入が注目されております。以前あった遊具が老朽化した際、更新されたケースもあります。

一例を紹介しますと、2人が同時に利用できる幅2メートルの滑り台や、デッキ上の階段など、いくつかのパーツを組み合わせた複合型遊具、幅の広い滑り台や階段、通路は、動作がゆっくりな子どもでも安心して楽しむことができます。

さらに、遊具の周囲にはクッション性のあるゴム舗装を敷くなど、この公園を訪れたあるお母さんから、近所に自由に遊べる公園がなかったが、ここでは安全で安心して遊べることができると感想が寄せられております。

そして、3点目ですが、坂城町には他の市町村にあるような道の駅がありません。国土交通省は、全国の道の駅のうち、災害時に救援活動の拠点や一時避難所となる防災道の駅を今年度中にも追加で選定する。物資輸送などの中継基地として、高速道路のインターチェンジへの近さなどを重視。現在39か所から、将来的には計100か所程度に増やしたいとの意向であります。

坂城町の国道沿いにある農作物販売所「あいさい」は、施設のにも用地的にも制限もあり、小規模で面積も狭いため、広域避難所として使用することは困難な状況です。本来であれば、広域道路、できれば国道沿いに。また、広く用地確保ができれば、広域的避難所として農産物販売も兼ねた施設の建設が望まれております。しかし、現時点では難しいところと考えます。

そこで、現在計画進行中の複合施設の中に、広域避難所とともに坂城町の農産物のPR及び販売所を兼ねた大きな施設計画ができないか、ぜひ検討に加えていただけないかと思います。

以上3点について、町長から現時点での今後の検討なども含め、見解をお聞きしたいと思います。

議長（滝沢君） 中村議員、それは通告外ですので、お答えできません。

7番（中村君） では要望ということで。

それでは最後ですけど、8月15日に町文化センターで行われた二十歳のつどいに参加させていただきました。その中で、これからを生き抜く青年の若さあふれるパワーに触れ、若者たちが活躍できる世の中に、また将来、坂城町に戻って働きたい、生活したいと思えるような坂城町にしていかなければならないと強く感じました。以上で私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝議員の質問を許します。

13番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。台風10号の迷走台風は、今までに経験のないような形で日本を横断し、各地に多くの被害の発生をさせました。台風は発生時より本州横断の進路予想がありましたが、幸いにして進路が変化し、当長野県には被害もなく、実りの秋を迎えそうであります。しかしながら、他の地域におきましては大きな被害に遭われた皆様が大変いらっしゃいます。この場をお借りしてお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、今年の夏もばちぼち暦の上では終わりに近づいておるところでございますが、現状はどうでしょうか。近年にない酷暑がまだ続きそうな状態であります。秋がなくて冬に突入するような状況でございます。このような現状でございますので、健康には十分な留意が肝要と思うところであります。

このように季節の変化あるいは生活環境の変化は、温暖化がいろいろなところで従来の生活環境を変えようとしているような思いを感じておりますが、私どもの体が順応することは誠に厳しい現実であるということをつくづく感じているものでございます。

さて、今9月議会におきましては、地元支援者からの現状の生活の中で強く早急に改善を望んでいる事項として、対処してほしい2点を基に議論をしたいと考えております。

まず、第1の質問でございますが、有害鳥獣対策についてであります。今年は、温暖化の影響もあるやに思いますが、各地で近年に経験のない早い時期から有害鳥獣が住居地域に出没し、人的被害や農作物の被害が拡大をしております。このような状況下ですので、特に農業に従事される皆さんにおかれましては、有害鳥獣に対する防御に大変な時間と努力を費やしておりますが、それでも被害は拡大し、現状は大変憂慮する状況と判断しているところでございます。

今の実態は、有害鳥獣の個体が従来と比較して格段と増加の一途をたどり、有害鳥獣の駆除に大変努力をされております関係者に感謝を申し上げるところであります。有害鳥獣の増加に歯止めのかからない状況になっている状況ではないでしょうか。

現状の状況について、若干説明を申し上げますと、私の住まいする村上地区についての状況でございます。有害鳥獣の防護柵につきましては、上山田の境界から上田市の境界まで敷設が完了しておりますが、上平と上山田の境界では、鹿の出没が頻繁にございまして、真夜中においては、10頭から多いときには二、三十頭ほどのものが群れをなして出没をしている状況とされておりまして。

また、喫緊の例でございますが、2週間ほど前、私が自宅の畑で仕事をしておりましてところ、室賀方面から多分迷い込んだ鹿だと思っておりますが、6頭が突然風のごとく現れまして、私の目の前を通り抜けて、上山田のほうに走り去っていきました。

このようなことは過去の経験にないことでございます。ましてや、防護柵のある村上地区に

において、直近の話でこのような状況が発生しておりますので、防御策の施設をしていない地域では、大変な状況であるという現実を理解するところでありますし、また、喫緊の課題と考える問題はないかと思えます。

今後の対策につきましては、今までの状況と実態が基本的に変化していることを理解して、私は対策をしていかなければいけないということを基本的に考え方で持つ必要があるというふうに考えます。

このような状況を踏まえまして、町内に於ける被害状況について伺います。

1 として、過去5年間における被害状況について伺いたいと思います。人的被害の状況、農業・林業の被害状況、その他被害状況は。

2 として、種類別捕獲状況について、熊、イノシシ、鹿、ハクビシン等。

3、捕獲体制は。狩猟従事者数と活動可能者数の推移は。

4、防護柵の設置状況は。

5、現時点における問題点は。特に今年は近年になく早い時期から住居地域に出没数が増えています。過去5年間と比較して何が異なっておるのか。

以上の項目について、答弁を伺いたいと思います。

二つとして、今後の対策について申し上げます。

第1の質問でも触れましたが、町内においても有害鳥獣は確実に増加の一途をたどっております。このような状況は、過去に経験のしたことのない個体数の増加は否めない事実であります。

この状況に対して私どもが早急に取り組むことは、以前の考え方や取組について、新しい次元で個体数の大幅削減をしていかないと、手のつけられないような状況になるという覚悟をした上で対策が私は必要になってくると思います。そこで、有害鳥獣の個体数の大幅削減と対策について伺います。

1 として、駆除体制の新たな構築はということで、狩猟従事者の育成強化と資金援助、広域組織に専従駆除班を設け、積極的に個体削減対策の検討はできないか。

2 として、防護柵の設置促進と住居地域への侵入、進出の防止対策は。解放場所（道路、河川等）での侵入防止対策としての方策の検討と早期の実施。

3、狩猟従事者への報酬アップ対策として、捕獲動物のジビエ化を図り販売できる設備の設置検討及び職業としてなりわいとして成立できる体制の整備の考え方は。

4、里山の整備促進と人の住むところと有害鳥獣のすみ分けについて。

以上の項目について答弁を伺いたいと思います。

商工農林課長（北村君） 有害鳥獣対策についてのご質問に順次お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシやニホンジカ、熊などの目撃情報や農作物の被害報

告が町にも頻繁に寄せられており、人里離れた農地だけではなく、住宅地付近での情報も多いことから、町と猟友会、地元区と協力して追い払いやパトロールを行うとともに、おりやわなの設置による捕獲にも努めております。

初めに、イ．町内に於ける被害状況についてのご質問のうち、人的被害の状況につきまして、過去５年間に於いてお聞きしていない状況であります。

また、農業被害の状況につきましては、直近５年間の農作物被害額を申し上げますと、令和元年度は６６０万３千円、２年度は５３０万６千円、３年度は３９６万４千円、４年度は５４０万９千円、５年度では５４８万５千円となっております。

次に、林業被害の状況につきましては、ニホンジカによる植樹した苗の食害によるもので、令和元年度は９万１千円、２年度は被害の報告はありませんでしたが、３年度は７万５千円、４年度は９万５千円、５年度は１万８千円でありました。

また、農林業以外のその他の被害についての報告はございませんでした。

次に、過去５年間の有害鳥獣の種類別捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度ではニホンジカ８０頭、イノシシ４０頭、熊２頭、ハクビシン２頭、アナグマ１頭、カラス１羽の計１２６頭捕獲いたしました。

２年度では、同様にニホンジカ１００頭、イノシシ１６頭、熊３頭、アナグマ１頭、タヌキ１頭の合計１２１頭、３年度では、ニホンジカ８４頭、イノシシ２０頭、タヌキ２頭、熊１頭、ハクビシン１頭の計１０８頭、４年度では、ニホンジカ６７頭、イノシシ１６頭、タヌキ１１頭、キツネ６頭、ハクビシン４頭の計１０４頭、５年度では、ニホンジカ８４頭、イノシシ５４頭、タヌキ１０頭、キツネ８頭、熊３頭、ハクビシン３頭、アナグマ１頭の計１６３頭を捕獲しております。

捕獲の状況を見ますと、例年、ニホンジカが一番多く捕獲されており、イノシシにつきましては一時豚熱の流行により減少いたしましたが、昨年度から再び増加している傾向にあります。

なお、今年度８月末現在での捕獲頭数を申し上げますと、イノシシ２９頭、ニホンジカ１０頭、熊５頭、ハクビシン５頭、アナグマ４頭、キツネ１頭の計５４頭捕獲されている状況であります。

次に、捕獲体制はとして、狩猟従事者数と活動可能者数についてのご質問であります、猟銃の所持許可につきましては警察の管轄となり、町猟友会会員以外の猟銃所持者数は把握しておりませんので、狩猟従事者数につきましては、町猟友会における猟銃及びわなによる狩猟免許所持者数の合計人数でお答えさせていただきますと、令和元年度につきましては２４名、２年度は２２名、３年度は２０名、４年度は２０名、５年度は２０名となっております。

続いて、活動可能者数につきましては、猟友会において、会員の中から推薦され、町長が任命した有害鳥獣被害対策実施隊として活動されている方の人数で申し上げますと、元年度は

14名、2年度は13名、3年度は14名、4年度が13名、5年度は15名となっております。

この実施隊は、平成27年度に施行された改正鳥獣保護法により、有害鳥獣駆除及び鳥獣被害防止対策を適切に実施するため組織され、住民の皆様からの被害情報や目撃情報を基に、町職員と協力して、銃による駆除や、おりやわなを設置して捕獲を行っており、年間を通じて活動していただいております。

また、集落捕獲隊として、有害獣被害のある地元区と協力した取組も行っており、町猟友会がおりやわなを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、町に通報していただき、町猟友会と町職員が協力して捕獲を行っているところであります。

次に、侵入防止柵の設置状況につきましては、野生動物の生息域と人の生活圏を広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的とし、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、昨年度、村上地区全体で約10キロにわたる設置が全て完了いたしました。

また、南条地区におきましても、入横尾区で令和3年度から3年かけて設置が進められ、昨年度1,750メートルにわたり整備されました。

今年度からは、引き続き金井区において、設置に向けて現在準備を進めているところであります。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは効果があったとの声をお聞きしていることから、今後、関係自治区にご理解、ご協力をいただく中で、町内全域への侵入防止柵の設置を目指してまいりたいと考えております。

次に、現時点における問題点として、今年は例年に比べ早い時期から住居地域に有害獣の出没数が増えている。過去5年間と比較し、何が異なるかのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、今年は例年より早い時期から、有害獣の出没情報が寄せられており、当町のみならず多地域でも同様の状況が見られます。その要因につきましては、今年の暖冬による影響が考えられるほか、近年、里山の手入れが行き届かなくなっていること、山あいの耕作放棄地の増加により、野生動物の生息域が広がってきていること、また、狩猟者の減少による捕獲頭数の減少などの要因が考えられます。

続きまして、口の今後の対策について、順次お答えします。

町では出没状況や周辺の環境に応じて、捕獲対策、防除対策、環境整備を組み合わせた総合的な有害鳥獣対策を講じてきております。

ご質問の駆除体制の新たな構築につきましては、捕獲対策の主体となる町猟友会の会員数が高齢化等で減少傾向にあることから、狩猟従事者の育成強化に向けた会員確保策として、広報活動を進めるとともに、資金援助として資格を取得する際の試験の受験手数料や講習会のテキ

スト代の補助制度についても広く周知するなど、一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただき、有害鳥獣駆除の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、狩猟従事者の確保につきましては、当町のみならず他市町村においても共通の課題でありますので、狩猟従事者の増加に向けた取組を県に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、新たな駆除体制をとということで、広域組織に専従班を設け、駆除を進めてはどうかというご提案にお答えいたします。

ご案内のとおり、鹿やイノシシなどは、市町村をまたいで移動するため、広域組織を設置し、専従で有害鳥獣対策に取り組むことも、増加する有害鳥獣への対策としては有効であると考えます。しかしながら、組織体制づくりや実際に駆除を行う職員の確保、運営費用の確保など、様々な課題が考えられることから、新たな組織を設けるのではなく、近隣地域の中で他の猟友会と連携して有害鳥獣の駆除を行う広域連携を行うことや民間委託についても、手法として考えられますので、今後、他市町村の取組について研究してまいりたいと考えております。

また、捕獲対策につきましては、今後、より効率的な捕獲を目指し、有害獣の動きを感知し、動画を撮影する機器の設置や、おりやわなに有害獣がかかった際に、スマートフォンなどに情報が届くシステムの導入など、ICTを活用した効率的な捕獲対策も実施していく予定であります。

次に、防護柵の設置促進と住居地域への侵入防止対策についてであります。こちらは対策の二つ目の柱と考えます防除対策において、地域住民の皆様にご協力をいただきながら、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているほか、おのおのの農家が行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵など、有害鳥獣被害予防施設の設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところであります。

侵入防止柵の設置につきましては、現在進めている南条地区での設置を推進していくほか、まだ未設置であります坂城地区でも整備の開始を目指し、現在、調整をしているところでありますが、町内全域での早期設置に向けて1年に複数の区での同時施工も視野に入れながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、侵入防止柵の設置にあたり、設置が困難な交通量の多い道路や河川などの開放場所につきましては、道路や河川沿いに山側に折り返しを設置することにより、有害獣を山へ誘導したり、有害獣が接近すると音や光を発生する機械により侵入を防ぐなどの対策を講じているところでありますが、それでも侵入してしまう有害獣がいる状況であります。

これらのほか、侵入防止用グレーチングなど効果があるとされているものもありますので、今後、県や専門業者にも相談し、効果的な対策について研究してまいりたいと考えております。

次に、狩猟従事者への報酬アップ策、捕獲動物をジビエとして販売できる設備の設置及び職業として対応できる体制整備の考えはのご質問にお答えいたします。

町として、ジビエ処理加工施設の施設整備は、有害獣の年間の捕獲量や人員体制の確保、施設運営に係る収支などを考慮すると大変難しいものと考えております。

長野市では、中条地区に平成31年に長野市ジビエ加工センターを設置し、市内で捕獲された鹿やイノシシの処理を行っておりますが、現在は豚熱の影響により、鹿のみの処理を行っているとのことで、今後、こうした施設に坂城町で捕獲した鹿やイノシシの処理を依頼することは可能なかどうか、また、ジビエとして活用する際の個体の処理方法や施設までの輸送方法などについても、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、里山の整備促進による有害鳥獣と人間とのすみ分けのご質問につきましては、防除対策の三つ目の柱、環境整備となりますが、捕獲対策、防除対策と併せて行う重要な対策と考えております。

耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなり、残渣や収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなります。

有害鳥獣対策被害実施隊では、有害鳥獣による被害状況を確認する中で周辺にこのような場所があった際には、土地の所有者に対策を講じるよう、指導をしております。

また、町では、里山は地域の生活環境や景観を保全する上で重要であると考えていることから、令和元年度から交付されている森林環境譲与税を活用して切捨て間伐や竹林整備などの環境整備を行っております。

ほかに、里山では松くい虫対策も行っており、松くい虫により被害が発生したアカマツを伐倒駆除するほか、枯損木となったアカマツを発電所に搬出してチップ燃料として再利用する事業も行っております。

有害鳥獣対策につきましては、近年の住宅地への出没情報が増加している状況を踏まえ、猟友会の広域連携による駆除や民間業者への委託など新たな取組への研究を進めながら、捕獲対策、防除対策、環境整備を組み合わせた総合的な対策を軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、対策は町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治会、農家の方々など、町民の皆さんにもご協力いただき、地域が一体となって進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

13番（朝倉君） ただいま担当課長より答弁をいただきました。町といたしましても、現状の状況を理解する中で、対策としてもですね、総合的な対策をしていただけるというふうな答弁をいただいて、大変力強いことを感じたわけでございますが、いずれにしても、私は今、町の有害鳥獣の現状からしますと、人的被害が発生するかしらないかぐらいのレベルじゃないかというふうに理解をしております。

そういう中で、町単独でやろうとしてもなかなかできないということも理解できますが、し

かし、それで放っておくと手のつけられないような状況も近々に来るということから考えますと、今言われました項目について、一つ一つ地道でございすけれども着実に実行をお願いすると同時に、新しい手法を導入してやっていただきたいと。

特に、今、猟銃を持って狩猟活動に従事している方からも、私は直接今回の質問の中でアドバイスをいただいておりますけれども、まず鉄砲を持つためにはですね、警察からこの人が持っていていかどうかという身分調査をされて、それでまたその方が一応合格になりますと、今度は周辺の地域の人に銃を持ったときに問題ないかというような調査があつて、初めて狩猟免許をあなたは取ってもいいんだという話になるんだそうです。ということで、私が若い頃に狩猟免許を取ったときのような、簡単に、私は銃を持って狩猟をやりたいからといってできる状況じゃないということを理解しなきゃ私どももいけないということです。

狩猟免許を取って、実際に今度は狩猟に移るということを考えましたときにですね、すぐできるわけではないんだそうです。やっぱり命中率を高めるということで、射撃訓練をやっぱり二、三年から4年くらいやって、ようやく5年ぐらいで狩猟に出て、安全な狩猟ができるということだそうですので、今のような状況で、すぐ即応的に猟銃者を増やすということとはできないということを私どもも理解して、この問題の対策をしていかなきゃいけないということを考えていかなきゃいけないということだそうです。

特に全然射撃も訓練もしないで世に出ると、その方の命に関わるような問題も発生するというふうなお話も聞きましたので、やっぱり有害鳥獣の駆除にあたる皆さんの環境ということも私どもは理解しながら、この対策活動を進めていかなければいけないということを肝に据えてやっていかなければいけないし、今それをまたやらないとどうにもならないということも、また理解していただきたいというふうに思うわけです。

特に私がお話ししたように、上平区なんかは他の地域より恵まれてまして、防護柵が敷設されているわけですが、それでもそのようなものが出てくるんです。ですから、ほかの地域では、リンゴ農家やブドウ農家の方は、自分で作った柵をですね、荒らされないように毎日点検して、そこへ獣が入って接触して、通電ができなくてまた入っちゃうというようなときには、そのようなことがですね、仕事をする前にひどいときは約半日ぐらいかかってやっているんだそうですね。そういう努力を農家の方はしています。

そういうことと同時に個体を削減していかないと、今度は人的に被害が出てくるような状況でございすので、ぜひですね、私は今、課長が答弁された事項をどんどん早急に手を打っていただくということと同時に、今、私ども家庭菜園をしている方たちも、この間ちょっとねずみ大根の話を仲間としていましたら、ナスの葉っぱを食べるんじゃないんですね。実を食べるんだそうです。もうそういう成功体験を彼らがしてしまうと、山でない食料を焦って探して食べるというよりも、里へ出てきておいしいものを手軽に食べるということが、彼らもう覚え

ていると、もう1回出ちゃうと、鹿でも熊でもやっぱり里に出てくると。

山には入らないというような習性もあるようなことも聞きますので、やはりいろいろな対策を積み上げる中で、有害鳥獣対策についてはちょっと重点的にですね、お考えをいただいて、特に先ほど担当課長のほうからも話がありましたように、私ども坂城町だけではちょっと手が打てないという問題も多いと思います。そういう面では、ぜひ町長にも努力をしていただいて、広域の力を借りて、やっぱり対応していかなければいけないというような状況だと私は判断いたしますので、その辺もぜひお願いをしたいところでございます。

特に、狩猟従事者の確保に最大の援助を図っていただいたり、個体削減ができる体制の構築と広域体制ということと同時に、これだけ獣が多いですので、できれば私が提案したようにジビエ化を図って、狩猟従事者の報酬を上げていく、そういうようなことも一つの方策として、ぜひ早急に考えていただかなければいけないような状況じゃないかというふうに考えております。

その中で、なりわいとして狩猟従事者が広域的な組織の中で組織されて、活動ができるようなことをやっぱり考えていく必要があるかと思うんです。今一生懸命活動していただいている、有害鳥獣の対策に携わっている方たちも、仕事を持っておやりになっておりますので、いざ鎌倉というときに、すぐ駆けつけられるかという、体制としては、今はそんな体制がないような感じもしますので、そういうこともひとつ考えながら、一日も早く安心して暮らせる社会をつくっていただくように、ぜひお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

質問の2項目めでございますが、带状疱疹対策について、助成制度の実現をとということで質問をさせていただきます。

数年前から高齢者の間で带状疱疹の発生が多く聞かれるようなことを考えておまして、他市町村におきまして、そういうような実態に鑑みて、助成制度の実現をされているところがばちばちお聞きされているところでございます。

同僚議員も、年をまたぐ定例会の中で助成制度の実現に向けた質問をやっていただいたわけでございますが、前回の定例会の中での質問におきましては、調査・研究の段階であるという答弁で終わりました。

県下市町村におきまして、带状疱疹の厳しさを直視して、助成を行う市町村が増えていることは事実でございます。私ごとで恐縮でございますが、2年前におまえのような年で発症すると大変だから、生ワクチンでも打ったらどうかというふうな助言をいただきまして、生ワクチンを打ちました。しかしながら、残念でございますけれども、今年の3月、見事発症をしてしまいました。

ちまたで言われているようにですね、発症しますとしびれとか痛みがですね、半端なく発生いたしまして、私は腰から下の部分に発症したんですけれども、完治といたしますか、するまで

には4か月ぐらいを費やしました。まだ時によってはしびれや痛みが出る状況でございます。

特に専門家にお聞きしますと、ワクチンを打っても6%ぐらいは発症する可能性があるんだそうですけれども、発症の状況は、打たないよりは非常に楽に終わるという話を聞きました。このようなことを経験して、私の痛みからすると、これでも軽いのかというようなこととしますと、非常に嫌らしい病気だというふうに理解をしております。

そこでですね、私はこれから答弁をいただくわけでございますけれども、高齢者が老後の快適な生活をするために、町としてですね、助成ということは固定費の圧迫につながるわけでございますけれども、ワクチンを打ってですね、ならない人あるいは軽く収まるようなことが実現できるならば、ぜひこの助成制度を実現していただいて、後遺症もなんか残るような病気なんだそうでございますので、ぜひ。町長がお答えになっていただくということでございますので、期待して答弁をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから非常に切実なお話を伺いました。2番目の質問としまして、带状疱疹対策についてお答え申し上げます。

少し整理して申し上げますと、带状疱疹につきましては、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われております。50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長時間痛みが残る带状疱疹後神経痛になるという場合もございます。先ほどお話もありました。

带状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど带状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、带状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要とされております。

また、こうした日常生活での対策とともに、带状疱疹の発症予防や重症化予防対策の一つとなるのがワクチン接種であります。

一般的に、ワクチンを含む新薬などの承認については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品医療機器総合機構が有効性や安全性を審査した後、厚生労働省薬事分科会の答申を経た上で、厚生労働大臣が承認するとされております。

带状疱疹の重症化を予防するワクチンといたしましては、平成28年3月に生ワクチンの弱毒性水痘ワクチンビケンが、50歳以上の方の带状疱疹の予防に効果があるとして承認されました。

さらに、平成30年3月には、不活化ワクチンのシングリックスが带状疱疹ワクチンとして使用可能となっている状況であります。

带状疱疹のワクチンにつきましては、現時点で予防接種法上の定期接種ではないため、現在この２種類のワクチンについては、希望する個人が医療機関において任意接種として受けていただくことになります。

２種類のワクチンのそれぞれの違いについて申し上げますと、まず、弱毒性水痘ワクチンビケン（ビケン）は、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は１回、接種費用は８千円程度、発症予防効果は５０％程度で、効果は５年程度持続するとされており、主な副反応としましては、５％程度の方に注射部位の痛みや腫れ、発熱などが現れるとされております。また、妊娠中の方や免疫を抑える治療をされている方は接種を受けることができません。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は２回、接種費用は１回につき２万円程度、発症予防効果は９０％以上で、効果は１０年程度持続するとされており、主な副反応としまして１０％以上の方に注射部位の痛みや腫れ、吐き気、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされております。

それぞれのワクチンの特徴としまして、弱毒性水痘ワクチンビケン（ビケン）は、接種費用は安価であり、副反応は少なめであるものの、発症予防効果が低く、効果持続期間が短いこと、また、シングリックスは、発症予防効果が高く、効果持続期間は長い、接種費用が高く、副反応は多めであるといった特徴が挙げられております。

ワクチンを接種しても带状疱疹が発症しないということではないため、少しでも带状疱疹を疑う症状が現れた場合には、速やかに医療機関を受診することで、重症化予防につながるものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、現在、带状疱疹ワクチンは、予防接種法上の位置づけのない任意接種とされており、接種費用は全額自己負担となっておりますが、全国の自治体の取組として、公費助成制度が設けられているところも増えており、県内では令和６年度、７７市町村中１８の市町村で助成が実施されております。

带状疱疹ワクチンの助成制度の導入をとのご質問でございますが、带状疱疹ワクチンの接種につきましては、発症リスクを低減させることや、発症期間を短くし、重症化を予防する効果があることから、これから策定に着手してまいりまして、次年度以降の事業に係る実施計画をこれからつくってまいりますので、この実施計画の中で助成制度の検討を含めて進めていくということで、できるだけ早期に実現できるよう、これから取り組んでまいりたいと考えております。

既に何人かの議員さんから同じようなご質問をいただきましたので、そのように早期に実現できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

13番（朝倉君） ただいま町長から大変ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。助成制度についてもですね、来年度、町として決断をいただいて、早期に対応できるということは、同僚議員が何回にもわたって事業化を提言いたしましたが、ようやく大願成就となりました。本当に心強い限りでございます。

発症すれば大変厳しい病気でございます。高齢者にとっては大変ありがたいことであります。決断に対して心から敬意を申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、12番 大日向進也議員の質問を許します。

12番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年も無事坂城どんどんの開催がかない、終日晴天に恵まれ、コロナ禍前のようなにぎわいが戻りつつある状況となりました。昨年は、雨天のため踊り流しが中止となってしまいました。が、本年は終演まで開催することができました。しかし、年々参加者が減少しており、我が横町区でも、例年、壮、健、美と3連の参加をしておりましたが、とうとう合同、1連のみの参加となってしまいました。地区人口の減少も著しく、特に小中学生が参加する行事に至っては、開催すら難しい状況となっております。先日終了した夏休み期間にも、子どもたちの楽しげな声を耳にすることも減っており、この先このような細々とした行事等が淘汰されていく懸念を強く感じざるを得ません。

横町区に限らず、このような不安を抱えている地区もあるかと思います。若年層の減少は、将来的にその土地の弱体化につながることから、町の運営そのものに影響が出ます。そのような現状を踏まえ、各課におかれましては、より一層地域の声を聞き、見て感じる行動をお考えいただきたいと思います。

それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

1. ごみの減量化に向けて

イ. 町のごみ排出量の推移は

葛尾焼却施設が閉炉となり、ちくま環境エネルギーセンターへ可燃物の処理が移行されてから現在まで、坂城町より排出されているごみの排出量はどのようになっているのでしょうか。

次に、長野県内市町村別の排出量の比較についてです。坂城町は県内で何番目の排出量になっているのでしょうか。ごみ減量化については、常々課題となるため、減量化の声がけは今までも行われてきております。しかし、人口減少が問題になっている中、ごみは減っていないのが現状かと思われます。今後の町の取組はどのようにお考えでしょうか。

ロといたしまして、指定ごみ袋斡旋についてです。

各地区ごとに取りまとめを行い、販売をした数量について、可燃ごみ用のごみ袋の過去3年の大・中サイズ別の販売数をお答えください。また、同じく可燃ごみ用のごみ袋の販売委託を行っている店舗数は、町内に何か所あり、店舗販売をした同じく大・中サイズ別販売数量を過去3年でお答えください。

次に、指定ごみ袋を導入するに至った経緯とごみ袋への記名を行うに至った経緯についてお聞きします。

ハといたしまして、プラスチックごみについてお聞きします。

処理施設へ搬入される坂城町のプラスチックごみの過去5年の年間総量について、どのような推移となっているのでしょうか。

次に、収集についてお聞きいたします。可燃ごみと違い、現在は週1回の収集日を設け、各地区当番を立てて収集を行っております。可燃ごみと同様の収集方法を取らず、指定ごみ袋が導入されていない理由はどのようなことかお聞かせください。また、プラスチックリサイクル法が改正されました。それに基づき、今後の収集方法の変更を行う考えはあるのでしょうか。

ニといたしまして、家庭用生ごみ処理機とコンポストについてお聞きをいたします。

家庭用生ごみ処理機とコンポストの購入補助件数は、過去5年でどのような推移となっておりますか。また、段ボールコンポストの家庭利用状況は。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目の質問としまして、ごみの減量化に向けてというご質問をいただきました。私からは、ごみ減量化について今後の町の取組と製品プラスチックごみへの対応や、収集方法など、全般的な項目についてお答え申し上げまして、詳細は担当課長から答弁いたします。

さて、18世紀半ばから19世紀にかけての産業革命以降、世界では様々な産業が目覚ましい進歩を遂げ、私たちの暮らしは、日々、便利で豊かになってきた一方で、豊かな緑や水、資源など大切な自然環境を犠牲にしてきました。

こうした状況に鑑み、2015年の国連総会において全会一致で採択されたのが、「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ」、いわゆるSDGsであり、経済と社会、環境のバランスを保ち、人類と地球の持続可能な未来に向けた共通の目標として、世界で取組が進められております。

その中で、ごみ処理につきましては、経済、社会、環境のいずれにも関わる重要なテーマだと考えております。

当町におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、坂城町一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理基本計画を策定

し、廃棄物処理における天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成、温室効果ガスの排出を抑制した脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があるとしているところであります。その第1の取組として挙げられるのが、ごみの減量化であります。

町では、これまでも、ごみの減量を目指すリデュース、ごみにせず再利用するリユース、使い終わったものをもう一度資源に戻して製品を作るリサイクルの3R活動を推奨し、啓発してまいりました。

また、可燃ごみの中で多くの割合を占める生ごみを効果的に減らすために、生ごみ処理及び堆肥化の推進として、家庭で段ボール箱を使用し、生ごみを堆肥化する段ボールコンポストを推奨してきております。

町ごみ減量化推進員の皆さんと連携し、各地区に出向いて環境学習会を開催する中で、作り方を説明するほか、令和3年度には作り方の動画を作成し、町ホームページにも掲載してまいりました。

さらに、家庭で生ごみの処理を行い、ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機とコンポストの購入費用に対する助成も行っているところであります。

また、毎月第1と第3日曜日に実施しているサンデーリサイクルの取組においても、資源物収集回数を増やすことで、廃棄物の資源化を促進し、ごみの減量化を図っており、今後も、こうした取組を継続して行い、ごみの減量化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハのプラスチックごみについてのご質問であります。現在、プラスチックごみの処理を行っている葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により設立され、地域の皆様の生活にとって不可欠であるごみの処理と葬祭施設の運営、霊園管理といった住民サービスを行ってまいりました。

しかしながら、ごみ焼却事業につきましては、昭和43年度から長きにわたって行ってまいりました葛尾組合焼却施設が、施設設備の老朽化により、令和3年10月に閉炉となり、翌令和4年6月からは長野広域連合が新たに建設したちくま環境エネルギーセンターにその役割が移管されたところでありますが、ごみの地域内処理の原則により、管内の不燃ごみ及び資源ごみ、プラスチック類につきましては、引き続き、葛尾組合において資源化処理を行っております。

このうちのプラスチック類のリサイクルにつきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年4月に施行され、これまでプラスチック製容器包装とされていた回収項目に製品プラスチックが加わり、併せて収集することが求められております。

こうした状況に対応するため、閉炉した葛尾組合のごみ焼却施設を解体撤去し、新プラスチック法に規定される製品プラスチックの収集に対応したマテリアルリサイクル推進施設葛尾

組合リサイクルセンターを建設することとしており、これにより、分別によるごみの減量化に努めるとともに、資源循環社会の推進、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現など時代の要請に応え、地域の持続的発展に向けた取組を進めることとしております。

ご質問の、現在の収集方法の経緯と今後の収集方法といたしましては、家庭から排出されるごみの重量の2から3割、容積で約6割を占めるプラスチック製容器包装廃棄物は、平成9年4月から本格施行された容器包装リサイクル法により、可燃ごみとは別に収集してリサイクルすることが義務づけられ、現在の収集方法が始まりました。

今後の、新プラスチック法に対応した製品プラスチックの収集につきましては、葛尾組合の新リサイクルセンターの稼働に伴いスタートする計画としており、その収集方法につきましては、現在、千曲市、葛尾組合と定期的に担当者会議を開催し、可燃ごみと同様の袋回収への変更などを含め、検討を進めているところであります。

ごみ収集方法などの変更につきましては、早い段階から地区説明会等を開催し、住民の皆様のご理解をいただく中で、進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町といたしましては、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえ、適正な廃棄物処理体制の継続と、限りある資源を有効に繰り返し使う社会、循環型社会の形成によるごみ減量を目指し、ごみ減量化推進員の皆様をはじめ、住民、事業者、町等あらゆる主体が連携し、これまでの取組を強化し、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化と資源化を進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1のごみの減量化に向けてのご質問に順次お答えいたします。

まず、イの町のごみ排出量の推移についてとして、葛尾組合焼却施設が閉炉となり、ちくま環境エネルギーセンターへ可燃物処理の移行がされてから、現在までセンターが回収した坂城町のごみの年間の総量はとのご質問でございますが、令和4年6月にちくま環境エネルギーセンターへ移行されてからの令和4年度の町の可燃ごみの排出量は、家庭系、事業系を合わせて2,697トン、5年度は3,107トン、6年度は7月までで1,033トンであります。

また、県内の市町村別の排出量の比較について、県内で何番目となるかのご質問でございますが、今年4月に県が公表した令和4年度の実績によると、町の可燃ごみ排出量は3,863トンで、県内77市町村のうち少ないほうから54番目でありました。

これは、令和3年度と同順位ではありますが、同年の排出量は4,688トンであり、排出量では前年度比マイナス17.6%となっております。

今後におきましても、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、様々な対策を周知・啓発し、引き続き町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの指定ごみ袋斡旋についてであります。町では各自治区におけるごみ袋のあつせ

んに対し、可燃袋の大サイズ、中サイズとも1枚4円を手数料として交付しております。

各自治区であつせん販売された過去3年の数量は、可燃ごみ袋の大サイズにつきましては、令和4年度が3万4,910枚、5年度が3万6,270枚、6年度が3万6,390枚であります。

また、可燃ごみ袋の中サイズは、令和4年度が5,200枚、5年度が6,060枚で、6年度が6,270枚であります。

次に、指定ごみ袋を販売している店舗数であります。委託販売は8事業所で、民間の小売店販売は18店舗でございます。

過去3年間の委託販売及び小売店店舗にて販売した数量でございますが、可燃ごみ袋の大サイズは、令和3年度が38万6,630枚、4年度が39万3,940枚、5年度が37万6,290枚でございます。

可燃ごみ袋の中サイズにつきましては、令和3年度が7万90枚、4年度が7万2,260枚、5年度が7万2,720枚でございます。

次に、指定ごみ袋を導入した経緯と記名を行う理由でございますが、町では、町民の皆様に指定のごみ袋での排出をお願いすることで、分別意識の向上やごみステーションの美観の向上、他市町村や事業系ごみの混入防止、収集作業の安全確保を図るため、指定ごみ袋制度を平成6年11月から導入しております。

また、この指定ごみ袋に氏名を記入して排出していただく理由といたしましては、分別されていないごみ袋があつた場合や、収集日以外に出された場合などに、その人に伝えることができること、排出者自身が自分のごみに責任を持ってもらうことで、一層のごみの分別促進や減量化が期待されることなどが挙げられ、令和4年度の時点では、県内77ある自治体のうち71自治体のごみ袋に氏名の記載を求めている状況であります。

次に、ハのプラスチックごみについて、町の過去5年間のプラスチックごみの排出量でございますが、令和元年度が6.9トン、2年度が6.5トン、3年度が7.2トン、令和4年度が7.8トン、5年度が8.1トンでございます。

プラスチックごみの収集に指定ごみ袋を導入していない理由につきましては、容器包装リサイクル法が制定され、当町におきましては、平成15年からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しておりますが、資源としてリサイクルするため、収集したプラスチック製容器包装の精度を上げる必要があり、また、一般家庭での分別が困難であつたことから、各区に立会いをお願いして、収集時に大きな袋に押し開けることにより、立会いの方の目を通して、分別収集の精度を高めていただいているため、現在のような収集方法となっております。

今後の新プラスチック法に対応した製品プラスチックの回収につきましては、現在、可燃ごみとして回収しておりますポリバケツや洗面器などのいわゆる製品プラスチックと呼ばれる資

源をプラスチック製容器包装と一緒に回収し、資源としてリサイクルすることになりますが、町長の答弁にもありましたように、葛尾組合リサイクルセンターの稼働に伴いスタートする計画としております。

次に、二の家庭用生ごみ処理機とコンポストについてであります。町では、家庭からの生ごみの減量化、資源化のため、町民の皆様が生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努めております。

補助金交付件数でございますが、令和元年度は、処理機5件、コンポスト8件で計13件、2年度は、処理機9件、コンポスト11件で計20件、3年度は、処理機12件、コンポスト6件で計18件、4年度は、処理機14件、コンポスト11件で計25件、5年度は、処理機10件、コンポスト6件で計16件でございます。

次に、家庭で段ボール箱を使用し、生ごみを堆肥化する段ボールコンポストの現状についてでございますが、町では、町ごみ減量化推進員の皆さんと連携しながら推奨してきており、これまでの活動としましては、平成27年に月見区を利用促進モデル地区として、希望者に一式を配布し、実践いただいております。

町といたしましては、引き続き、ごみ減量化推進員の皆さんの協力を得て、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ごみ減量化と資源化について、周知・徹底してまいりたいと考えております

12番（大日向君） ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。町内から出されるごみの排出量は、77市町村中、少ないほうから54位とのことでした。家庭用ごみの重量が重くなる理由としては、毎日の生ごみの排出比重が多いということになります。今、町でもコンポストや生ごみ処理機等の購入補助も行っておるとお答えをいただきました。

また、ごみ減量化推進員会の皆様の協力の下、様々な方面へごみ減量化の呼びかけ等を行っていただく等、対策は講じておりますが、なかなか減少させることは難しいと言わざるを得ない状況となっております。

そこでなんですが、ちょっと3点ほど再質問でお聞きしたいことがあります。

各家庭における生ごみの排出削減に向けての課題としまして、生ごみの排出重量を削減できれば、総体的なごみ排出量の削減につながるのではないかと考えております。

コンポスト、生ごみ処理機の家庭導入の申請数を確認させていただいたんですが、これは多くの家庭に導入しなければ、実際結果にはつながらないのではないかなということがわかります。補助を行った後の家庭採用の結果をどのように考えているのか。それと、実際に使用している人の声を興味がある人たちに知ってもらうことも大切ではないかと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、ごみ袋の材質について、導入当初のごみ袋のときから比べると、なんか薄くなったように感じるが、破損等そういったような苦情は出ていないのでしょうか。また、その材質、材質かどうかちょっとわからないですけど、変更することによってどのような変化があったのでしょうか。

それともう1点、プラスチックごみ収集方法について、変更の検討があるとお答えがあったのですが、収集後の処理については、どのような方法を検討しているのでしょうか。

以上3点、ちょっとお尋ねします。

住民環境課長（山下君） 再質問にお答えいたします。

生ごみ処理機やコンポストの補助を行った後の家庭採用の結果をどのように考えているかのご質問でございますが、水分を含んだ生ごみの排出量を削減することは、ごみの排出量の削減につながるものと考えております。今後は、生ごみ処理機やコンポスト補助事業の啓発に併せて、ご利用されているご家庭の感想などをお聞きした上で発信し、補助事業の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の破損等の苦情と、変更したことによりどのような変化があるかのご質問でございますが、ごみ袋につきましては、毎年入札により製作者を決めておりますが、その際にごみ袋の仕様書を示しており、大きさ、耐荷重、材質については変わってございません。また、ポリ袋が薄く弱くなったといった苦情につきましても、現在お聞きしてはおりませんので、各家庭におきまして適切なごみの排出ができているものと考えております。

次に、プラスチックごみの収集方法につきまして、変更の検討があるとのことですが、収集後の処理については、どのような方法が検討されているのかのご質問でございますが、先ほども申しましたように、葛尾組合リサイクルセンターにて資源化されたプラスチックにつきましては、リサイクル処理のできる民間に引き取っていただいております。この引取りにつきましては、資源化されたプラスチックの高純度が条件となりますので、引き続き葛尾組合、千曲市と連携して資源物の収集について、住民へ周知してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま再質問に対してお答えいただきました。ごみの問題は、行政だけが抱えて解決できる問題ではありません。排出する各家庭の意識改革がどうしても必要であります。お互いになぜごみの排出削減が必要なのかの意識を共通にすることにより、将来的なごみの排出量の削減が実現するのではないかと思います。

以前にも一般質問でお話をさせていただきましたが、ごみ減量化推進委員会の方がおっしゃるとおり、一人一人がトマト一つ分のごみを毎日減らすことで大きな結果が生まれることとなります。今後も引き続き関係各機関と連携を取り、きれいで住みやすいまちづくりに努めていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。公共施設管理予約についてお聞きをいたします。

イといたしまして、前回、6月の一般質問においてお伺いしましたが、本年10月より公共施設管理予約システムが利用可能とのお答えでした。10月の稼働実施が確定したのでしょうか。また、このシステムを使って行えることの内容はどのようなことでしょうか。

次に、今回のこの公共施設管理予約システムにて対象となる、町内の公共施設の件数はどのくらいになるのでしょうか。

以上質問いたします。

企画政策課長（竹内君） 2の公共施設管理予約についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、今年度導入する公共施設予約システムの内容と手続の流れ、また実施時期についてお答えをいたします。

国が進めるデジタル田園都市国家構想を推進するにあたり、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組に対して、導入費用の一部を支援するデジタル田園都市国家構想交付金が設けられ、当町においては、今年度、公共施設予約システム、書かない窓口、観光・文化デジタル化の三つの事業が採択され、現在各事業の構築に向けて準備を進めているところであります。

その一つとして、ご質問の公共施設予約システムの構築につきましては、入札により委託業者の選定を6月に行い、現在はシステムの設定作業のほか、各施設の予約を管理する担当職員に対しての操作研修など、鋭意準備を進めているところであります。

事業の実施時期としましては、10月の運用開始を予定しており、システムの内容としましては、町の施設の利用に際し、これまでは、各窓口にご直接お越しいただくか、電話にてお受けをしていた施設の予約が、システムの運用開始後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから施設の空き状況を確認いただき、希望される日時を指定していただくことで受け付けることが可能となります。

また、町でも、紙の台帳により取りまとめている予約状況の管理を、システムの運用開始後は、システム上で予約データを集約することができることとなり、業務のデジタル化にも寄与するものと期待しているところであります。

なお、このシステムをご利用いただく際は、あらかじめ利用者登録をしていただく必要があり、システムを使った予約を希望する個人や団体が、利用規約にご承諾いただいた上で登録のお申込みをしていただくこととしております。

お申込み後は、町において内容を確認・承諾した後、システム上の利用者台帳に登録することで、予約システムをご利用いただくことが可能となるところでありますが、この申込みに関しましても、スマートフォンやパソコンの画面上から、必要事項を入力していただくことで手続していただくことが可能となっております。

また、施設利用の予約に際し、インターネット環境がない方やスマートフォンなどをお持ち

でない方に関しましては、各窓口において予約申請いただくことも可能としているところであり
ます。

システムに利用者登録されますと、システムへのログイン情報がご本人に送付され、システム
をご利用いただけることとなり、予約につきましては、予約可能期間内であれば、ご自宅な
どから好きな時間帯に予約していただくことが可能となるため、これまでお仕事などで開庁時
間にお越しいただくことが難しかった方など、施設利用にあたっての利便性向上にもつながる
ものと考えております。

操作していただくシステムの画面に関しましても、できるだけ見やすくわかりやすいもの
となるよう、極力シンプルな構成としており、デジタル機器が苦手な方にも操作しやすいもの
としているところであります。

また、これまで紙でやり取りをしておりました申請書や許可書などが、システム上にデータ
として保存されるなど、ペーパーレス化も図っていくところであり、業務の効率化も推進して
まいりたいと考えているところであります。

次に、このシステムにより予約できる対象の施設件数であります。町長が所管する施設と
いたしましては、隣保館や中心市街地コミュニティセンター、びんぐしの里公園、和平公園の
4施設15か所であり、また、教育委員会が所管するものとして、各小中学校のグラウンドや
体育館などのほか、文化センターや各運動場など10施設35か所であり、合計14施設
50か所となります。

このうち、小中学校の体育館など、特定の届出団体のみが予約することができる施設もござ
います。それ以外の施設に関しましては、予約システムの利用者登録をしていただいた上で、
システムを使ってご予約していただくことができることとしております。

以上、現在構築を進めております施設予約システムの概要を申し上げましたが、システムの
運用開始にあたりましては、ご利用方法など、町広報やホームページなどを通じて町民の皆さ
んにお知らせをしてまいりたいと考えており、町のDX施策の一つとして、利用を推進してま
いりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま担当課長よりお答えをいただきました。内容と詳細については理
解をいたしました。そこでなんですが、2点ほどちょっとお伺いしたいことがあります。

管理予約システムの次の段階について、ちょっとお聞きしたいんですが、現在、鍵について
は、所定の場所で受渡しが必要ですが、電子鍵の設置等で受渡しの必要をなくすことは検討さ
れているのでしょうか。

それと、利用料金の決済については、月ごとに利用回数分の支払いを所定の場所において現
金のみで行っていると思うんです。これに関して、昨今は電子決済が広く浸透してきておりま
すが、決済の方法の選択肢の拡充は検討されているのでしょうか。

2点ちょっとお聞きいたします。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

初めに、施設開閉のための鍵のデジタル化に関するご質問でありますけれども、現在、施設を利用する際には、窓口において鍵の受渡しをさせていただいているところでありますが、休日や夜間の利用の際など、ご不便をおかけしていることもあり、施設の利用にあたり、デジタル化によるさらなる利便性の向上といった観点では、今後導入に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

今回予約システムを導入する施設のうち、どの施設について鍵のデジタル化を導入するかは、現時点では具体的に申し上げることはできませんけれども、利用いただく皆さんが少しでも便利にお使いいただける形を検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料等のキャッシュレス化のご質問でございますが、ふだんのお買物など、社会生活におけるキャッシュレス化が進んでいる中で、公共施設においてもキャッシュレス決済の導入を進めていかなければならないものと考えているところであります。

現在、町税の一部において共通納税によるキャッシュレス決済が行えるものもございますが、そのほかの使用料などは、基本的には現金や口座振替によりお支払いをいただいているところであります。

今後、町全体の会計方法について、D X推進の一つとしてキャッシュレス化の推進を検討していかなければならないものと考えているところでありますので、施設の使用料に関しましても、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。今後の管理予約システムが拡充していくことがわかりました。しかし、施設を利用する全ての方が新しい方法を問題なく活用できるかは限りません。利用者に合わせて柔軟に対応いただき、たくさんの方が町内施設をご活用いただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、質問は終わりにになりますが、現在、私は千曲衛生施設組合の議員として関わっております。そんな中で、近年、下水道設備の整備が進むと、家庭から排出される不要物の流れが大きく変化していると思います。

しかし、ごみの収集については、従来の方法から変わることなく行われております。各家庭の生活スタイルの変化により、出されるごみの内容等にも違いが出てきているのではないかと思います。特に水分を多く含んだ生ごみについては、長期休暇等、収集日を設けられないタイミングでは非常に扱いが大変となります。

今回の一般質問を行うにあたり、いろいろな他市町村の取組を調べてみたところ、神奈川県葉山町でキエーロという、生ごみを堆肥に換えるコンポストを考案された方のお話を目にすることができました。従来のプラスチック製のコンポストは、匂いの問題や虫の発生に苦慮して

いたが、アプローチを変えたコンポストを開発することで今までの問題点を解決し、自然の力を借りた堆肥作りができることとなったとのこと。畑だけでなくベランダでも使えるということで、様々な環境に対応できるため、従来のプラスチック製コンポストと比べると導入検討しやすいのではないかと感じました。

町としてもSDGsを推進していくにあたり、今回のごみ減量化や生活環境へのDX導入が必要不可欠であるかと思います。人口約1万4千人の町ですが、どこよりも美しく、住みたいと思ってもらえるような町を目指し、これからも様々な問題について共に考えていきましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時08分）

